

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長																																																									
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成23年度以降も延長すること。 (租税特別措置法第12条の2第1項第1号、第45条の2第1項第1号、第68条の29第1項第1号)																																																									
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																									
4	評価実施時期	平成22年8月																																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年創設以降償却率・取得価格を見直しながら2年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年(創設)</td> <td>25%</td> <td>800 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年</td> <td>20%</td> <td>1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和58年</td> <td>18%</td> <td>1,400 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年</td> <td>16%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>同上</td> <td>1,600 千円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>15%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>同上</td> <td>1,800 千円</td> </tr> <tr> <td>平成4年</td> <td>同上</td> <td>2,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成5年</td> <td>同上</td> <td>2,200 千円</td> </tr> <tr> <td>平成6年</td> <td>14%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>12%</td> <td>2,400 千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td>14%</td> <td>4,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>同上</td> <td>5,000 千円</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年 ※</td> <td>同上</td> <td>同上 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のものに限定。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成11年	同上	同上 千円	平成13年	同上	同上 千円	平成15年	同上	5,000 千円	平成17年	同上	同上 千円	平成19年	同上	同上 千円	平成21年 ※	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																									
昭和54年(創設)	25%	800 千円																																																									
昭和56年	20%	1,100 千円																																																									
昭和58年	18%	1,400 千円																																																									
昭和60年	16%	同上 千円																																																									
昭和62年	同上	1,600 千円																																																									
平成元年	15%	同上 千円																																																									
平成3年	同上	1,800 千円																																																									
平成4年	同上	2,000 千円																																																									
平成5年	同上	2,200 千円																																																									
平成6年	14%	同上 千円																																																									
平成7年	12%	2,400 千円																																																									
平成9年	14%	4,000 千円																																																									
平成11年	同上	同上 千円																																																									
平成13年	同上	同上 千円																																																									
平成15年	同上	5,000 千円																																																									
平成17年	同上	同上 千円																																																									
平成19年	同上	同上 千円																																																									
平成21年 ※	同上	同上 千円																																																									

6	適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》          医療法</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること          施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること          施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》          医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          近代的な医療用機器の普及により、良質な医療を提供できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。</p> <p>平成17年度 535,884百万円          平成18年度 531,607百万円          平成19年度 447,272百万円          平成20年度 502,109百万円          * 薬事工業生産動態統計(医政局経済課実施)より</p>
		② 減収額	<p>平成17年度 13,003百万円          平成18年度 12,900百万円          平成19年度 10,853百万円          平成20年度 12,184百万円          * 薬事工業生産動態統計(医政局経済課実施)および医療施設動態調査(大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課実施)より推計</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17~20年度)</p> <p>近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》  高価医療機器の国内出荷額を記載。  平成17年度 535,884百万円、平成18年度 531,607百万円  平成19年度 447,272百万円、平成20年度 502,109百万円</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)  高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》  国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額の要件を満たす高価医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—